◇**たばこ税法の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第六〇号）（財務省）

1　たばこ税法の一部改正に伴い、関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　たばこ税の手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとした。（第三条関係）

3　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。

◇**私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令**（政令第六一号）（文部科学省）

一　私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三六年政令第四一二号）の一部改正関係

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三六年法律第一四〇号）附則第四項に規定する更新加入者等が、同法による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二八年法律第二四五号。以下「旧法」という。）の規定により支給された退職一時金を返還する場合の利子の利率を改定することとした。（附則第四項関係）

二　私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和四八年政令第二八五号）の一部改正関係

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四八年法律第一〇四号）附則第一〇項に規定する更新加入者等が、旧法の規定により支給された退職一時金を返還する場合の利子の利率を改定することとした。（附則第四項関係）

三　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六二号）（消費者庁）

1　他の法律の規定によって訪問販売等における売買契約又は役務提供契約について購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として、金融商品取引法第一五六条の三八第一項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第一一項に規定する役務の提供等を定めることとした。（第五条及び附則第二項関係）

2　その他所要の規定を整備することとした。

3　所要の経過措置について定めることとした。（附則関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**発達障害者支援法施行令の一部を改正する政令**（政令第六三号）（厚生労働省）

1　発達障害者支援法第一四条第一項に規定する発達障害者支援センターとして都道府県知事が指定することのできる法人に、医療法人及び地方独立行政法人を加えることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六四号）（内閣府本府）

1　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項各号に規定する交流等事業として、四島交流事業、墓参事業及び自由訪問事業の各事業について具体的に定めることとした。（第一条関係）

2　法第七条に規定する特定事業として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設、浄化槽法に規定する浄化槽及びごみ処理施設の整備に関する事業、消防施設強化促進法に規定する消防施設の整備に関する事業並びに水道法に規定する水道事業の用に供する水道施設の整備に関する事業を新たに規定するとともに、児童福祉法に規定する保育所の施設の整備に関する事業及び森林法に規定する林道に関する事業を削除することとした。（第二条及び第四条関係）

3　法第七条の二第一項の式に規定する当該年度の負担額は、当該年度における当該市又は町の負担額として、当該年度分として交付の決定があった国の負担金又は補助金の算定の基礎となった特定事業に係る経費の額から当該国の負担金又は補助金の額等を控除した額を合算して算定するものとした。（第五条関係）

4　特定事業について国が通常の国の負担割合を超えて当該年度の負担又は補助をすることとなる場合には、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長は、当該特定事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとした。（第六条関係）

5　法第七条の二第六項の規定による通知は、特定事業に係る国の負担金又は補助金の交付の決定があった年度の翌年度の一〇月末日までに行うものとした。（第七条関係）

6　地方自治法の一部事務組合又は広域連合を設けて特定事業を行う場合における北方領土隣接地域の市又は町に係る国の負担割合については、当該特定事業のうち当該一部事務組合又は広域連合の規約で定められた当該市又は町に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ当該市又は町が行う特定事業とみなして算定するものとした。（第八条関係）

7　法第七条から第七条の三までの規定により通常の国の負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる額の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定めるものとした。（第九条関係）

8　法第七条の五に規定する政令で定める交付金のうち、次世代育成支援対策推進法に規定する交付金を削除するとともに、第四条第一二号に掲げる事業に要する経費に充てるための交付金を新たに規定することとした。（第一〇条関係）

9　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**健康保険法施行令等の一部を改正する政令**（政令第六五号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

1　高額療養費の支給における旧総合病院の診療科単位の取扱いを廃止することとした。

2　七〇歳以上七五歳未満の被保険者等が療養を受けた場合の高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の経過措置を一年間延長することとした。

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二七年政令第三六八号）について、一の1に準じた改正を行うこととした。

三　船員保険法施行令等の一部改正関係

船員保険法施行令（昭和二八年政令第二四〇号）、私立学校教職員共済法施行令（昭和二八年政令第四二五号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）、国民健康保険法施行令（昭和三三年政令第三六二号）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）について、一に準じた改正を行うこととした。

四　介護保険法施行令の一部改正関係

介護保険法施行令（平成一〇年政令第四一二号）について、一の2に準じて、高額医療合算介護サービス費等に関する事項について改正を行うこととした。

五　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成一九年政令第三一八号）について、一の1に準じた改正を行うこととした。

六　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六六号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正関係

1　市町村の保険料の賦課に関する基準について、次の㈠から㈢までの改正を行うこととした。

㈠　保険料の基礎賦課額の賦課限度額を三万円、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を一万円引き上げることとした。

㈡　保険料の減額賦課についての基準を各市町村の応益分（被保険者均等割、世帯別平等割）の保険料の割合にかかわらず、各市町村の判断により減額割合を選択できるようにすることとした。